

名張市立病院 市民説明会・意見交換会



令和5年5月

開催概要

1. 開催の目的

市民の皆さんに、在り方検討委員会の答申（概要）をご説明するため、「市民説明会・意見交換会」を開催します。

2. 日時

日時	場所
令和5年5月27日（土） 午後2時00分～3時30分	防災センター（鴻之台1）
令和5年5月28日（日） 午前10時00分～11時30分	桔梗が丘市民センター（桔梗が丘6）
令和5年5月30日（火） 午後7時00分～8時30分	名張市教育センター（百合が丘西5）

3. 対象者

名張市民、名張市立病院で医療サービスの提供を受けている人

4. 出席者

市長、市立病院副院長、事務局長 ほか

1

名張市立病院のあゆみ

平成6年4月	市立看護専門学校開校
平成9年4月	名張市立病院開院（200床） 介護老人保健施設「ゆりの里」開所
平成20年4月	伊賀地域3病院による救急輪番制を開始
平成21年3月	（第1次）市立病院改革プランを策定
平成24年6月	「地域医療支援病院」に指定
平成25年8月	「災害拠点病院」に指定
平成26年1月	24時間365日小児救急を開始
平成28年11月	（第2次）市立病院改革プランを策定
令和2年4月	地域包括ケア病棟を開設 （急性期159床・地域包括ケア41床体制に）
令和2年6月	介護老人保健施設「ゆりの里」閉所
令和3年4月	「三重県がん診療連携病院」に指定
令和3年8月	市議会より市立病院の経営に関する提言を受ける
令和3年12月	名張市立病院在り方検討委員会を設置 翌年1月より議論がスタート
令和5年2月	名張市立病院在り方検討委員会より答申

2

在り方検討委員会とは

目的

市立病院の目指すべき将来像及びその役割（①地域医療における役割に関すること、②経営形態に関すること、③診療科目及び病床数に関すること）を、専門的な見地から審議すること

委員

委員長	竹田 寛	三重県病院協会 理事長
	佐久間 肇	三重大学医学部附属病院 副院長
	佐藤 雅代	関西大学経済学部 教授
	東 明彦	名賀医師会 会長
	小引 福夫	地域づくり代表者会議 会長
	田中 克広	名張市福祉子ども部 部長
	藤井 英太郎	名張市立病院 院長

※敬称略・肩書は当時

開催の経過

令和4年	1月 6日	第1回	在り方検討委員会について
	3月 17日	第2回	医療圏及び名張市立病院の現状と課題
	5月 19日	第3回	果たすべき役割・提供すべき医療機能
	7月 21日	第4回	医療提供体制及び経営形態①
	9月 15日	第5回	医療提供体制及び経営形態②
1	11月 17日	第6回	答申書原案について
令和5年	1月 19日	第7回	答申書案について

答申

令和5年2月13日、竹田寛委員長から、北川市長へ答申書が手渡されました
次のページから、その内容を解説いたします



3

答申の概要

01 市立病院の地域医療における役割に関すること

Point!

紹介外来制と二次救急医療体制を継続しながら、医療機関ごとの機能分化や診療領域の役割分担といった連携体制の確立と強化を図る必要がある

伊賀地域の基幹3病院の連携

救急医療体制は、限られた医療資源を効果的に活用するため、3病院による二次救急輪番制を継続することが望ましい

脳血管疾患、循環器疾患、がんといった診療領域について、各病院の専門性に応じた役割分担と連携体制の構築は避けて通れない。そのため、地域医療構想の検討と合わせて関係機関と協議することが望ましい

二次医療圏の医療機関との連携

地域のクリニックとの連携を推進しながら、大学病院等の高度医療機関との連携も一層強化する必要がある

特に、がん患者の医療圏外への流出が顕著であるため、早急に対策を講じる必要がある

地域医療連携推進法人制度を活用し、共同購入や人材派遣、研修の共通化などの連携を検討すべきである

用語解説

★医療資源

地域で働く医療従事者を指す人的資源と、薬や医療機器といった物的資源、それを支える体制やインフラなど、医療を行うために必要となる資源です

★地域医療連携推進法人

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供することを目的として、地域の医療機関、薬局、施設等が連携を推進するために設立する法人です

02 市立病院の診療科目及び病床数に関すること

Point!

人口動態と医療需要の将来見通し、政策医療に対する考え方や採算性、地域医療機関との役割分担や連携体制の方針を踏まえて判断すべきである

総合診療科について

地域医療を目指す医師の受け皿としての役割が期待されるため、内科医師の確保等により総合診療科の負担軽減を図り、研修医や地域医療を目指す医師にとって魅力的な病院となる必要がある

小児科について

県内でも有数の医師数を有しており、24時間365日の救急体制を整備する等、充実した診療体制を実現できている

産婦人科について

地域の出生数の将来見通しを踏まえると、現時点では市立病院で体制を確保する必要性は低いが、今後状況の変化があった場合を見据え、地域医師会とともに継続して検討を行うべき

婦人科疾患については、特にがん患者が医療圏外へ流出しているため、各病院との役割分担や連携体制の構築について検討すべきである

その他の医療体制について

将来の医療需要や潜在的な医療需要に応えられる診療体制を構築する必要がある

病床数の在り方について

市立病院が担う診療内容を可視化し、地域医療構想の実現を目指すことが望ましい

用語解説

★政策医療

国や地方公共団体が住民のために確保しなければならない医療分野のことで、医療計画における5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）のことを指します。また、次期医療計画からは新興感染症対応を含め6事業となる見込みです

★地域医療構想

将来の医療需要と必要病床数、目指すべき医療提供体制実現のための施策を、県が地区単位でまとめたもので、名張市と伊賀市は「伊賀構想区域」に分類されています

03 市立病院の経営形態に関する事項

Point!

市立病院が強固な経営基盤を確立していくために、経営形態の選択を含む抜本的な見直しを行う必要がある

直面する課題の解決に向けて「経営の自主性・迅速性」「職員の意識改革」「医師の確保」の3要素の改善が重要である

経営形態の検討結果

地方公営企業法全部適用は、「経営の自主性・迅速性」が高まることが期待される一方で、「職員の意識改革」が十分に機能しないことが懸念される

指定管理者制度は、「経営の自主性・迅速性」「職員の意識改革」については一定の効果が期待されるが、「医師の確保」に関して懸念がある

地方独立行政法人は、法人理事長の下「経営の自主性・迅速性」「職員の意識改革」の改善が期待され、「医師の確保」に関して、同規模の法人化した病院の多くで医師数の増加が確認されている

委員会としての結論

課題解決に必要な3要素を最も効果的かつ効率的に改善するため、経営形態を地方独立行政法人とすべきである

その場合、市の責務として、市立病院が地域に欠かせない病院として定着していることに留意し、地方独立行政法人の特徴や効果を、職員や市民、地域医療関係者に丁寧に説明し、公的医療が持続的に提供されるよう努める必要がある

用語解説

★地方公営企業法全部適用

地方公共団体が行う企業活動を「地方公営企業」と言いますが、財務の規程のみを適用すると「一部適用」、組織や人事の規程も含め適用すると「全部適用」となります

★指定管理者制度

公的施設を地方公共団体が指定する民間の管理者が管理すること

★地方独立行政法人

公共的な事業を効果的・効率的に行うため、地方公共団体が設立する法人のこと
詳しくは資料9ページをご覧ください

04 その他名張市立病院の運営に関する事項

経営の安定化と市の財政負担

特に改善すべき構造的課題は、自己資本比率や流動比率が低いこと、市からの繰入金が高いこと、給与費比率が高いことの3点である

これらの課題に有効な対策は、診療収益の増加であるため、収益に直結する医師数を十分に確保すること

救急医療、小児医療、感染症医療については、住民への医療提供に関して、市と病院がそれぞれ責任を有しているという考え方の下、双方協議して医療の範囲と繰入金の水準を決定すべきである

充実した職場環境の整備

「働き方改革」の考え方を踏まえ、職員が働きやすく、働きたいと思える環境整備が必要である

そのため、効果的な人員配置と医療機器の整備、透明性の高い人事評価と給与体系、職種間協働による充実したチーム医療体制を、経営陣のリーダーシップと職員の柔軟な発想で実現する必要がある

「市民に親しまれ信頼される病院」に向けて

市民と相互理解の関係性を築くことが重要であるため、病院から積極的に情報発信する必要がある

患者や市民からの評価を常に意識し、現状に満足せず不断の改革を行うことが、市民の信頼を得るために必要である

用語解説

★自己資本比率

病院の資産のうち純資産（返済義務のない資産）の割合のことで、経営安定性の指標です

★流動比率

流動資産（現金や預金など）と流動負債（短期借入金）の比率のことで、短期的な資金繰りの健全さを測る指標です

★繰入金

毎年度、名張市の一般会計から病院事業会計へ拠出しているお金のこと

4

Q & A

市立病院について気になること
一問一答でまとめてみました



市立病院の経営ってそんなに悪いん？
このままやと潰れてしまうんかな？

今すぐに潰れる状況ではありません。

しかしながら、患者数の減少等により、平成29年度以降は医業収支が悪化しています。コロナ流行時は、積極的に患者を受け入れたことに対する国や県の支援により、一時的に収支は改善しましたが、抜本的な経営改善は避けられない状況です。

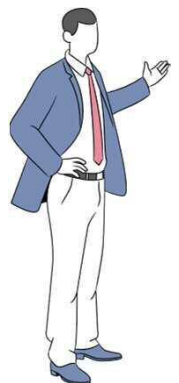


産婦人科の開設を目指してるって聞いたけど、
結局どうなるん？

地域の医療機関と一緒に検討を継続します。

答申では「現時点では、市立病院で新たに体制を確保する必要性は低い」けれども、「出生数の状況を見ながら、地域医師会とともに継続して検討すべき」と記載されています。

引き続き、“産み育てるにやさしいまち”の実現に向けて、安心して子育てができる環境整備の実現に努めます。





地方独立行政法人って何？
民営化とはどう違うんやろ？

民間企業では実施が難しい公共的な事業を効果的・効率的に行うために、地方公共団体が設立する法人です。

地方独立行政法人は、①自主性、②目標管理、③透明性、④公共性といった特徴を備えており、全国に65法人あります。
(令和4年4月時点・病院事業のみ)

いわゆる「民営化」との違いですが、地方独立行政法人は、設立団体が目標を定めて法人に指示する等、公的な関与がありながら、法人独自の規程により柔軟な運営を行うことができます。



市立病院は地方独立行政法人になるん？
市長さんはどう考えてるんかな？

地方独立行政法人に限らず、先行事例を参考にしながら、経営改善を実現できるのかを研究中です。

市民の皆さんの命と健康を守るため、市立病院は地域に欠かせない大切な病院です。将来を見据え、経営を持続的なものにしていくために、しっかり考えていきます。ぜひ、皆様のご意見を聴かせてください。

